女活・次世代一体型

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主　行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和７年　１月　１日～　令和 11 年　12 月 31 日までの　５年間

２．内容

目標１：　将来の育成を目的とした教育訓練等を女性年１回以上、男性年１回以上（一人当たり）受講し、キャリアアップ、スキルアップに向け職業生活に関する機会の提供をする。特に女性や若年者に重点を置く。

＜対策＞

- 令和７年　１月～　教育訓練等や資格講習および試験を把握
- 令和７年　４月～　計画的な受講や資格取得に向け社員への周知・掲示
- 令和８年　４月～　受講率・資格取得率の低い社員へ取組に理解を呼びかける
- 令和９年　４月～　資格取得や受講状況の確認。女性や若年者を対象としたキャリアイメージ形成のためのフォローアップ
- 令和 10 年４月～　受講率・資格取得率の低い社員へ取組に理解を呼びかける
- 令和 11 年４月～　資格取得や受講状況の確認と再周知

目標２：　両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行う

＜対策＞

- 令和７年　１月～　制度の要点をパンフレット等作成し、掲示等で周知する
- 令和７年　４月～　テレワーク等の柔軟な働き方導入
- 令和８年　４月～　雇用環境の確認や見直し、制度の再周知
- 令和９年　４月～　雇用環境の確認や見直し、制度の再周知
- 令和 10 年４月～　雇用環境の確認や見直し、制度の再周知
- 令和 11 年４月～　雇用環境の確認や見直し、制度の再周知